

平成 27 年 6 月 4 日

市内 介護保険関係事業所 管理者 様

名古屋市健康福祉局介護保険課長

利用者の預かり金に関する取り扱いについて（注意喚起）

日頃から本市介護保険行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。
います。

先般、本市内の老人ホームにおいて、施設職員が利用者の預かり金を着服し、
逮捕されるという事件が発生いたしました。

利用者からの依頼により預貯金など利用者の財産を預かる場合におきまして
は、「管理を行う責任者等を定める」、「印鑑と通帳を別々の人物で管理する」、「複
数の人員により収支を確認する」等といった取り扱い方法を規定として明文化
し、適切な管理が実施できる体制を構築するよう実地指導等をお願いしている
ところではございます。つきましては、改めて事業所内の従業員に対し同様の
事例を防止するための注意喚起を行うなど、より一層の管理体制の強化に努め
ていただきますようお願いいたします。

健康福祉局介護保険課指導係
指導係 担当：宮地
電話：(052) 972-3087